

「ロール製品パッケージ」事件 判例評釈

課題の独自性、数値限定、パラメータの新規性は
どこまで進歩性を支えるか

知財高裁 令和8年4月23日判決 / 令和7年（行ケ）第10069号
特許第6590596号（日本製紙クレシア vs 大王製紙）
Strategic Case Study & Actionable Playbook

結論：進歩性欠如による無効審決を維持。独自の課題認識がなくても、別ルートでの「容易想到性」が成立する。



Pillar 1: 別の動機付け (The Alternative Path)

発明者固有の課題（端部潰れの防止）を共有していなくても、**市場の既知のニーズ（省スペース化）**と**先行技術の示唆**から、当業者は容易に同構成に到達し得る。



Pillar 2: パラメータの罫 (Parameter Recalculation)

「**質量／フィルム坪量**」という新しいパラメータ比率を設定しても、先行技術の実施例の数値を再計算してその範囲内に収まる（**同時充足する**）場合、進歩性は否定される。



Pillar 3: 引用例の逆転 (The Strategic Flip)

異議決定（維持）と無効審判（無効）の最大の違いは、主用例（甲1）と副引用例（甲2）の「**出発点**」を**逆転**させたところにある。攻撃のストーリーを変えることで結論が覆った。

手続の経緯：特許維持から無効・消滅への軌跡

2015年8月: 出願
(特願2015-170914)

2019年9月: 設定登録
(特許第6590596号)

2021年3月:
【異議決定】訂正
を経て特許維持
(※甲2を出発点と
した判断)

2025年6月:
【無効審決】訂正
を認めるも無効
(※甲1を出発点と
した判断)

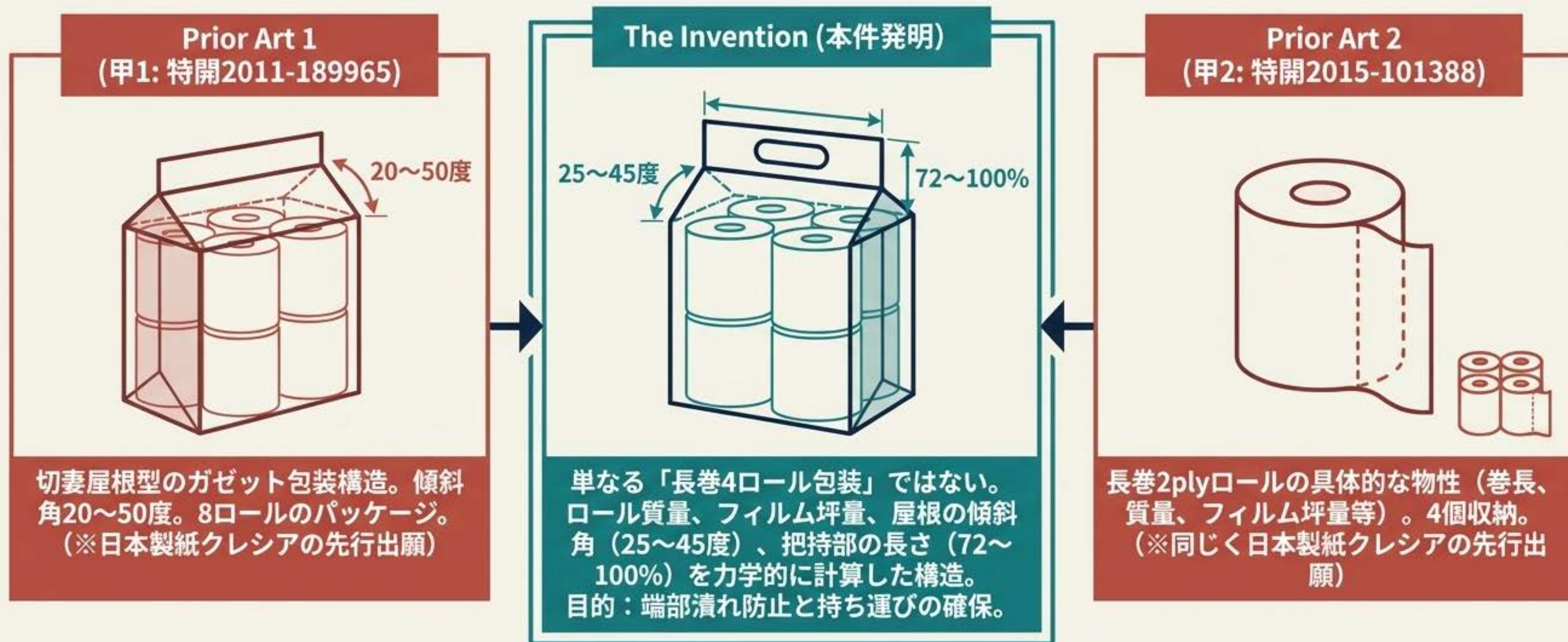
2026年4月:
【知財高裁】
取消請求棄却
(無効維持)

⚠ J-PlatPatの罠

消滅日: 2026/5/7 / 閉鎖登録: 2026/8/19

Strategic Note: 無効審判で一部の請求項(2, 5)に対する請求が「却下」されても、それは有効に存続していることを意味しない。結果として特許権全体が初めから存在しなかったものとみなされた(特許法125条)。

発明の構造と先行技術の衝突（自社出願同士の組み合わせ）



Strategic Takeaway: 競合他社ではなく、自社の既存技術を組み合わせた改良特許である点が、無効論理の構築において極めて重要となった。

合成マトリクス：甲1発明との4つの相違点

相違点	本件発明側の主な限定	判断の中心
ロール仕様と比率	長巻、質量200～370g、 質量/フィルム坪量比=25～80	甲2の具体的なロール・フィルム物性を甲1の包装に適用できるか？
傾斜角と間隔	傾斜角 θ =25～45度、 間隔 W =105～134mm	甲1の「20～50度」という範囲から、甲2のロール径に合わせて設計・選択できるか？
巻き硬さ	1.0～3.0mm	甲2に記載された同一の数値範囲をそのまま適用できるか？
把持部長さ	ロール巻直径の2倍の 72～100%	通常の包装設計（著しく短くしない）を超える格別な技術的意義があるか？

Deep Dive 1: 組合せの動機付け（「市場シェア」vs「技術的示唆」）

特許権者の主張（Patentee's Defense）

当時の長巻製品の市場シェア
はわずか0.4%～0.5%。



一般化しておらず、組み合わせ
る動機付けはない。



包装形態の違いによる不具合
（阻害事由）もある。

裁判所の判断（Court's Ruling）

確かな需要
の存在
（省スペース
化・少ロー
ル化）



具体的な示唆

（甲2 段落
【0013】に
「ガゼット包装
も採用できる」
と明記）



普及率の低
さは技術的
困難性を意
味しない。

動機付けは
成立する。

Strategic Takeaway: 単に「阻害事由がない」だけでは動機付けにはならない。しかし、既知のニーズと文献内の【具体的な適用示唆】が揃えば、強力な組合せの経路が成立する。

Deep Dive 2: 課題の独自性は「構成の非容易想到性」を担保しない

Inventor's Path (課題の独自性)

目的：ガゼット袋で持ち上げる際の「端部潰れの防止」に着目

構造の専用設計

PHOSITA's Path (当業者の論理)

目的：周知のニーズである「省スペース化」「持ち運びやすさ」に着目

甲1に甲2を適用し適宜調整

【全く同じ構成
(本件発明)
への到達】

Court's Principle

「特許発明の課題を認識しなければ、構成を想到し得ないと解することはできない」。別の動機（発想経路）から構成に到達できるなら、進歩性は否定される。

Caution

「課題の新しさは常に無意味」ではない。別ルートでの容易な到達経路が立証できなければ、課題の独自性は依然として強力な武器となる。

Deep Dive 3: パラメータの罠（既存実施例による「同時充足」）

The Claimed Parameter: 質量／フィルム坪量 = 25～80

The Recalculation (甲2 実施例1の解剖)

[1ロール質量: 257g
コア質量 (c): 4～6g (技術常識より)
フィルム坪量: 25.5g/m²

$$R = 4 \times (257 + c) \div 25.5 \approx 40.9 \sim 41.3$$



The Verdict: 40.9～41.3は、見事に「25～80」の範囲内。

Strategic Insight: パラメータの新しさ（新しい説明変数の発見）だけでは、「物」の発明は維持できない。先行文献の具体的な実施例を再計算し、範囲が「同時充足」される場合、その表現自体は進歩性を支えない。

Deep Dive 4: 数値限定と「臨界的意義」（内包される範囲）

甲1の既知の範囲: 20°~50°

甲1の範囲内からロール径に合わせて選択することは【設計的事項】と判断

本件発明の選択範囲: 25°~45°

The Empirical Data（公報 表3の傾向）	
22度（比較例）：	潰れ難さ 劣る / 保持性 良好
25~45度（発明）：	潰れ難さ 良好 / 保持性 良好（実用上のスイートスポット）
48度（比較例）：	潰れ難さ 良好 / 保持性 劣る

The Missing Link
実用上の意味（傾向）は示されているが、境界値（25度・45度）で効果が不連続に跳ね上がるような「予測困難な顕著な効果」の証明には至らなかった。

Legal Principle
「臨界的意義」は法定要件ではないが、公知範囲から容易に到達できる経路を覆すためには、強い不連続な効果の立証が不可欠となる。

Deep Dive 5: 明細書の「思想」と請求項の「構造」の乖離



Court's View

持手部を著しく短くしない（72%を下限とする）ことは通常の設計・調整の範囲内に過ぎない。

The Structural Vulnerability

明細書には「短い把持部が袋を引っ張ることによって端部潰れが起きる」という技術思想が書かれていた。しかし、請求項には【屋根部分と把持部との接続関係】や【ガゼット部との寸法関係】が一切特定されていなかった。

Strategic Takeaway

作用機序を説明するための構造的条件が、請求項から抜け落ちていれば防御は成立しない。アイデアを物理的・構造的な限定としてロックインする必要がある。

戦略の転換点：異議決定と無効審決で何が変わったか？

【異議決定（維持）】

出発点＝甲2
(ロール物性)



端部負荷を下げるため「25度以上の傾斜角（甲1）」を付加する動機はないと判断。



【無効審決（無効）】

出発点＝甲1
(包装構造)



既存の包装構造に「長巻ロール（甲2）」を適用し、角度を調整するのは設計事項と判断。

Strategic Insight: 主引用例と副引用例を入れ替えることで、当業者の「思考プロセス（攻撃の経路）」が全く変わる。結果として、同じ相違点に対するハードルが大幅に下がり、特許は無効化された。

手続的留意点：事後証拠とサポート要件の独立性

出願後資料による技術常識の認定

Fact:

出願（H27）後の資料（H30自治体資料等）を用いて「コア質量4～6g」という技術常識が認定された。

Takeaway:

明細書の記載（4～7g）と整合し、事後資料であっても当時のベースライン事実を補強する推認証拠としての使用は適法とされた。

サポート要件と進歩性の混同回避

Fact:

異議決定・無効審判ともに「サポート要件違反」は退けられた。

Takeaway:

「課題を解決できると理解できるか（サポート要件）」と「公知技術から到達困難か・顕著な効果があるか（進歩性）」は全く別の法的問いである。サポート要件クリア＝進歩性の顕著な効果あり、ではない。

Actionable Playbook: 出願人・権利化実務に向けて



1. ナラティブの転換 (Shift the Narrative)

「我々は新しい課題を発見した」と主張するだけでなく、「公知技術の通常の組み合わせでは、物理的にこの構造には到達できない」という論理経路の遮断を立証する。



2. データによる武装 (Data is King)

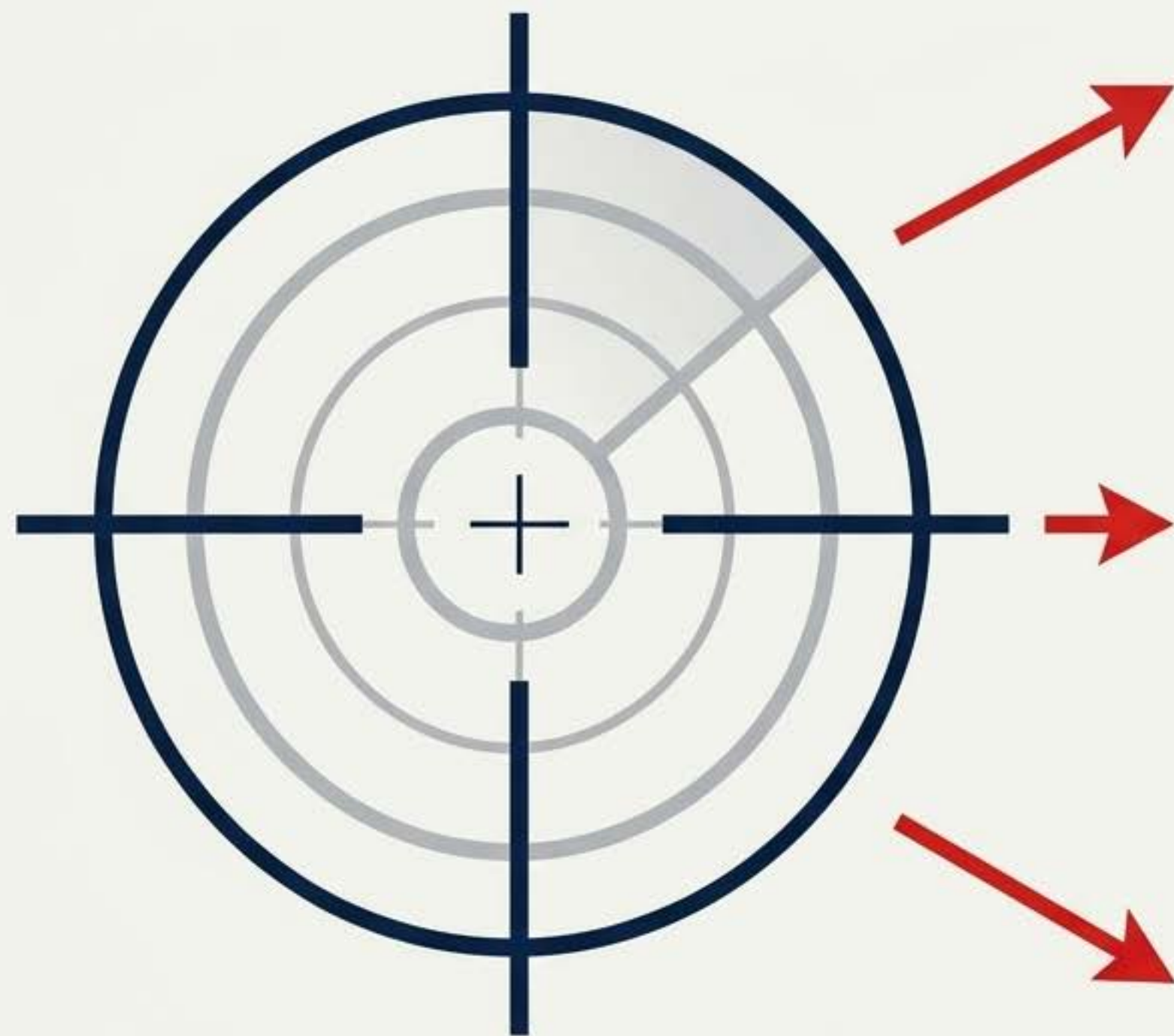
数値限定の境界における予測困難な効果を示すため、官能評価だけでなく、端部変形量や荷重等の客観的指標に基づく比較実験データを準備する。



3. 請求項の同期 (Claim Alignment)

実験で効果を生み出した「作用機序の核心（例：把持部と屋根部分の物理的接続関係）」が、単なる明細書のアイデアにとどまらず、請求項の構造的条件として完全に特定されているか点検する。

Actionable Playbook: 無効請求人・クリアランス実務に向けて



1. 同時充足の証明 (Simultaneous Fulfillment Strike)

パラメータ特許に対しては、先行文献の一つの具体例を徹底的に再計算する。都合の良い数値のチェリーピックではなく、「1つの実施例が複数の限定を同時に満たす」ことを一覧で証明する。

2. 引用例のフリップ検証 (Reference Flipping)

「甲1 → 甲2」のルートが行き詰まったら、「甲2 → 甲1」へと主・副を逆転させる。当業者にとって最も抵抗の少ない「論理的な経路」を探り当てる。

3. 自社出願の共食い (Self-Cannibalization Check)

ターゲット特許の出願人が過去に公開した自社特許同士の組み合わせは、極めて強力な無効資料となる。
「物性の開示」と「構造の開示」の合成を狙う。

結論：進歩性を支える4つの境界線 (Final Synthesis)

課題 vs 経路 (Problem vs. Pathway) 課題が独自であっても、当業者が別目的から同構造に到達できる物理的経路があれば、進歩性は崩れる。	数式 vs 現実 (Parameters vs. Reality) 新しいパラメータ（数式）を設定しても、再計算された先行技術の現実の物理量と重なれば無意味となる。
実用 vs 顕著性 (Practicality vs. Remarkable Effect) 数値範囲の実用的な意味（傾向）と、特許性を支える境界値での「予測困難な顕著な効果」は別次元の証明を要する。	思想 vs 構造 (Specification vs. Claims) 明細書にどれほど優れた力学的思想があっても、それが請求項の「構造限定」とし言語化されていない限りは防御盾にはならない。

Closing Thought: 強い特許の構築と破壊は、新たな発見と確実な証拠、そして精緻な請求項の言語化を、あらゆる攻撃経路に対してアラインメント（同期）させることで決着する。